

申 請

平成 23 年 6 月 8 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 5 月 9 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県いわき市において産出されたたけのこ
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

たけのこ：いわき市

2 現在までの検査結果

5月1日の検査結果において、いわき市勿来町の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出された。その後、地域的な広がりを確認するため実施した5月6日の検査結果においても、いわき市平、同市三和町差塩、同市常磐藤原町の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、いわき市の「たけのこ」のモニタリング調査の強化と、今後出荷制限指示解除に向けた複数地点での検証のため、「たけのこ」が発生している箇所について広範囲での検査を行う方針の下、「たけのこ」の発生状況を竹林所有者等に確認しながら、以下のとおり、検査地点を合計9カ所として検査を行った。この結果、5月22日以降、検体を採取できたすべての地点において、暫定規制値を下回った。

①いわき市勿来町地点

福島第1原子力発電所（以下「発電所」という。）から直線距離で約62 km 離れており、5月1日の検査で暫定規制値を上回ったが、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

②いわき市三和町差塩地点

発電所から直線距離で約39 km 離れており、5月6日及び15日の検査で暫定規制値を上回ったが、5月22日以降、3回の検査で暫定規制値を下回っている。

③いわき市三和町合戸地点

発電所から直線距離で約42 km 離れており、5月6日の検査結果は、暫定規制値を下回っており、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

④いわき市平地点

発電所から直線距離で約42 km 離れており、5月6日の検査で暫定規制値を上回ったが、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

⑤いわき市常磐藤原町地点

発電所から直線距離で約51 km 離れており、5月6日の検査で暫定規制値を上回ったが、検体を採取できた6月7日の検査結果は、暫定規制を下回っている。

⑥いわき市遠野町地点

発電所から直線距離で約52 km 離れており、5月6日の検査結果は、暫定規制値を下回っており、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

⑦いわき市渡辺町地点

発電所から直線距離で約52 km 離れており、5月6日の検査結果は、暫定規制値を下回っており、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

⑧いわき市大久町地点

発電所から直線距離で約3.2 km 離れており、5月13日の検査結果は、暫定規制値を下回っており、その後、同地点からの「たけのこ」の発生が終了したため、検体を採取することができなかった。

⑨いわき市小川町地点

5月6日以降、暫定規制値を超過した検査地点のうち、最も発電所に近い同市三和町差塩の検査地点より、直線距離で約2 km 以上、発電所に近い検査地点であり、6月7日の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

【いわき市の検査実施状況】

(単位：Bq/kg)

採取	判明	① いわき市勿来町		② いわき市三和町差塩		③ いわき市三和町合戸		④ いわき市平	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
4/30	5/ 1	未検出	650	—	—	—	—	—	—
5/2, 3	5/ 6	—	—	未検出	1,130	未検出	360	未検出	1,170
5/12	5/15	—	—	未検出	1,000	—	—	—	—
5/19	5/22	—	—	未検出	166	—	—	—	—
5/26	5/29	—	—	未検出	460	—	—	—	—
6/ 2	6/ 7	—	—	未検出	206	—	—	—	—

採取	判明	⑤ いわき市常磐藤原町		⑥ いわき市遠野町		⑦ いわき市渡辺町		⑧ いわき市大久町	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
4/30	5/ 1	—	—	—	—	—	—	—	—
5/2, 3	5/ 6	未検出	610	未検出	300	未検出	410	—	—
5/12	5/15	—	—	—	—	—	—	未検出	450
5/19	5/22	—	—	—	—	—	—	—	—
5/26	5/29	—	—	—	—	—	—	—	—
6/ 2	6/ 7	未検出	330	—	—	—	—	—	—

採取	判明	⑨ いわき市小川町	
		ヨウ素	セシウム
4/30	5/ 1	—	—
5/2, 3	5/ 6	—	—
5/12	5/15	—	—
5/19	5/22	—	—
5/26	5/29	—	—
6/ 2	6/ 7	未検出	137

※ たけのこは自然発生するものであるため、3回連続たけのこが発生し検査できたのは1箇所のみであった。

ただし、安全確認のため、市域でたけのこが発生している箇所はすべて検査を行うこととし、今回検体が採取できた2箇所でも暫定規制値を下回ったことを確認した。

他方、これまでに暫定規制値を超過したいわき市勿来町（福島原発から62km、放射性セシウム検出値650Bq）及び同市平（福島原発から42km、放射性セシウム検出値1,170Bq）の2箇所については、その後、検体を採取できず検査を行うことが出来なかった。

そこで、この2箇所の放射性セシウムの検出値を見ると、福島原発に近い同市平の方が高濃度であるため、それより更に福島原発に近い同市小川町（福島原発から37km）を代替地として検査を行ったところ、放射性セシウムの検出値が137Bqと暫定規制値を下回った。また、これまで連続して検査を行った同市三和町差塩では放射性セシウムの検出値が大幅な低下傾向（5/2：1,130Bq→6/2：206Bq）にあることを考慮すると、今回、検査を行うことができなかった2箇所についても、土壌中の放射性セシウムの濃度が低下していると推測できることも考慮し、今回の申請を行った。なお、仮にこれまでで暫定規制値を超過した地点から発生した場合は、出荷を行う前に検査を行うこととする。

3 解除後のモニタリング計画

解除後においても、発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、これまでの検査で暫定規制値超過が判明した地点に加え、「たけのこ」の発生状況を確認しながら、市内発生箇所において、1週間毎に検査を継続する。

＜解除後の当面の検査日程（採取日）＞ 6/9, 6/16

また、福島県内で発生している「たけのこ」について、引き続き1週間毎に検査を継続する。

4 出荷管理

いわき市のJA、直販所等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、これら取組が確実に行われるよう、これら販売先を巡回指導する。

さらに、いわき市から出荷される「たけのこ」について、原産地として「いわき市」を表示するよう、JA、直売所等関係者に指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

5 出荷制限区域の「たけのこ」が出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

(1) 採取者対策

引き続き出荷制限指示が継続される10市町村については、これまで同様、採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知する。

(2) 流通対策

引き続きJA、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される10市町村のたけのこを扱わないことや、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている10市町村の「たけのこ」が販売されていないかを確認する。

6 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

いわき市の「たけのこ」の出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。